

改正 2007年6月30日

2015年3月20日

前文

同志社大学は、大学教育を取り巻く環境が変化する中でも、本学の教育的使命を不断に果たし続けることを目的として、「同志社大学教育倫理規準」を定める。

(建学の精神と教育理念)

第1条 本学は、良心教育を掲げる建学の精神を継承し、キリスト教主義、自由主義及び国際主義という教育理念を教職員及び学生に進んで伝えることによって、その教育的使命の遂行に努める。

(教育活動に対する自覚)

第2条 教員は、教育活動に対して、専門家としての自覚を持つ。

2 教員は、教育方法、内容等の不断の点検と向上を図る。

3 教員は、適正な授業運営と公明な成績評価を行う。

4 職員は、本学が行う教育活動の支援に尽力する。

5 教職員は、教育に携わる職業人にふさわしい言動を心がける。

6 本学は、その教育活動の円滑な運営を組織的に支援する。

(学生の人格と人権の尊重)

第3条 教職員は、学生の人格と人権を尊重する。また、本学は、学生の人格と人権が尊重されるために、然るべき措置を講ずる。

(教育活動に関する説明責任)

第4条 本学は、学生、利害関係者及び第三者に対して、その教育活動が適切に行われていることを必要に応じて説明する責任を負う。

(事務)

第5条 この規準に関する事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第6条 この規準の改廃は、倫理審査委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規準は、2015年4月1日から施行する。